

宇治田原町競争入札心得

趣 旨

- 第1条 宇治田原町（以下「町」という。）が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等、物品等の供給及び役務の提供の契約に係る一般競争入札、公募型指名競争入札及び通常指名競争入札（以下「入札」と総称する。）を行う場合（京都府が設置する京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札を含む。）における取扱いについては地方自治法、地方自治法施行令、町財務規則（以下「規則」という。）、宇治田原町建設工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）その他法令に定めるもののほか、別に定める規程及びこの心得の定めるところによるものとする。
- 2 この心得に定められた取扱いであっても、一般競争入札の公告又は公募型指名競争入札の実施要領及び指名競争入札の入札通知書等（以下「入札通知等」という。）に指示がある場合は入札通知等の指示する取扱いによる。

電子入札対象案件

- 第2条 電子入札の対象案件は、入札の公告又は入札通知等において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

利用者登録

- 第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、個別案件の手続を行う前に、電子入札システムに電子入札参加にあたり必要となる電子入札参加者の情報の登録（以下「利用者登録」という。）を行わなければならない。
- 2 電子入札システムの利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

入札参加資格等

- 第4条 入札参加者（紙入札方式のみで行われる入札（以下「通常入札」という。）に参加しようとする者、電子入札参加者及び電子入札において発注者の承諾を得て紙入札により入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）をいう。以下同じ。）のうち一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す入札参加資格申請書（資格確認資料を含む。）を提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- 2 入札参加者のうち公募型指名競争入札に参加しようとする者（競争入札等参加資格を有する者に限る。）は、入札参加表明書（添付資料を含む。）を提出して、指名のための選考を受けなければならない。
- 3 入札には、第1項の場合については一般競争入札資格確認通知を受けた者、前項の場合については入札通知を受けた者でなければ参加することはできない。

入札保証金等

- 第5条 入札参加者は、開札の開始までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、町を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金納付後（規則第134条の規定により契約保証金の納付を免除された者にあつては、契約の確定した時に）、落札者以外の者に対しては入札執行後にこれを還付する。
- 4 落札者が、契約を締結しないときは、入札保証金は町に帰属する。

入札を行うことができる者

- 第6条 入札を行うことができる者は、次に掲げる者とする。
- (1) 入札参加者又はその代表者
- (2) 年間委任状により契約等の権限を入札参加者から委任された支店長等（以下「支店長等」という。）
- (3) 当該入札に関する権限を入札参加者又は支店長等から委任された者
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札に利用できるＩＣカード（運用基準第2条第1項第7号に規定する「ＩＣカード」をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者のＩＣカードとする。
- (1) 入札参加者又はその代表者
- (2) 支店長等
- 3 代理人が入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。
- 4 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることができない。
- 5 入札参加者（その代表者及び代理人を含む。以下この条において同じ。）は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、当該入札について他の入札参加者のＩＣカードを使用して入札することはできない。

入札等

- 第7条 前条第1項に掲げる者（以下「入札者」という。以下同じ。）は入札に当たって、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 2 入札者は、入札公告、入札説明書、入札通知書、仕様書、図面、運用基準等を熟覧の上、入札しなければならない。
- 3 入札者は、入札公告、入札説明書、入札通知書、仕様書、図面、運用基準、電子入札システムの運用等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 4 入札者は、通常入札の場合については、入札に際し、一般競争入札参加資格確認通知又は入札通知書及び入札書記載金額の工事費内訳書（業務委託内訳書を含む。以下「内訳書」という。）を必ず持参し、これらを提示しなければならない。ただし、必要と認められる場合においては、内訳書の提出を求めることがある。
- 5 入札者は、通常入札の場合については入札用封筒（別記様式1）に入れた入札書（別記様式2-1）を入札箱に投函し、電子入札の場合については電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、内訳書とともに入札書の電子提出（運用基準第2条第1項第3号に規定する「提出」という。以下同じ。）を行わなければならない。
- 6 郵送による入札は、入札条件に明示した場合に限り、所定の入札書（別記様式2-2）によりこれを行うことができる。
- 7 入札者は、いったん入札書を入札箱に投函し、若しくは電子提出をし、又は前項で定めるところにより郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- 8 通常入札の場合においては、入札者以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。ただし、あらかじめ補助入札者として、入札関係職員の許可を得た場合は、この限りでない。
- 9 入札者は、通常入札の場合においては入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、封筒に封入し、当該封筒に案件名、商号又は名称を記載のうえ、あらかじめ一般競争入札参加資格確認通知又は入札通知等に示した日時及び場所において、入札担当職員の指示により入札箱に投入し、電子入札の場合においては電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、入札書の電子提出を行わなければならない。
- 10 入札執行時又は入札執行後において、入札書記載金額の金額根拠が確認できる書類（積算内訳書等）の提出を求めることがある。

ただし、建設工事に係る通常入札の入札者は、入札時（再度入札時を除く。）に必ず入札価格を積算した工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を前項の入札書に同封して、電子入札の場合においては、運用基準により提出しなければならない。
- 11 指名競争入札の場合は、入札者が1名のときは入札を執行しない。再度入札の場合も同様とする。
- 12 一般競争入札及び公募型指名競争入札の場合は、入札者が1名でも原則として入札を執行する。ただし、再度入札は行わない。
- 13 第2項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札通知等において単価によることを指示した場合においては、その指示する取扱いによる。

入札の辞退

- 第8条 通常指名競争入札で入札通知を受けた者が入札を希望しない場合又は入札に参加できない事情がある場合においては、通常入札については入札箱に入札書を投函するまでに、電子入札については入札書を提出するまでの間は、入札を辞

退することができる。

- 2 前項の規定により、入札を辞退しようとする者は、その旨を記載した入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は入札日の前日までに到達するように郵送して申し出なければならない。ただし、電子入札参加者は、電子入札システムへの入札辞退届の登録をもって代えることができる。
- 3 発注者が必要があると認めて指示をした場合、前項ただし書きの規定により、入札の辞退を申し出た者は、具体的理由を記載した入札辞退届（別記様式3－1）を契約担当者に直接持参し、又は郵送しなければならない。
- 4 一般競争入札又は公募型指名競争入札（以下「募集型競争入札」という。）で参加申請等を行った者が一般競争入札資格確認通知又は指名通知（以下「資格確認通知等」という。）前に、当該申請等を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した取下届（別記様式3－2）を契約担当者に直接持参して申し出なければならない。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、前4項の規定によらず、正当な理由なく入札に参加しなかった場合は、宇治田原町指名競争入札参加者指名停止に関する要綱に基づき、指名停止措置を行うことがある。

公正な入札の確保

- 第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - 4 入札参加者は、資格確認通知等を受理して以降入札までの間、入札の公平性、透明性を損なわない事項で、業務実施上、特に必要があると発注者が認める場合を除き、発注者側の職員に対して面談等を行ってはならず、これに抵触する場合には、次条に定める措置を講じるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為として、公正取引委員会に通知することがある。
 - 5 入札参加者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。
 - 6 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書を不正に使用してはならない。

入札の取りやめ等

- 第10条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取

りやめることがある。

入札の無効

第 11 条 次の各号の一に該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格（第 4 条第 1 項で確認した資格又は指名競争入札参加資格をいう。）のない者
- (2) 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人の I C カードを使用しての入札を含む。）をした者
- (3) 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
- (4) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した者
- (5) その他不正の目的を持って I C カードを使用した者
- (6) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者
- (7) 入札通知後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者
- (8) 金額を訂正した入札書又は金額が特定できない入札書で入札した者
- (9) 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者
- (10) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (11) 委任状を持参しない代理人
- (12) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者
- (13) 開札までに有効な内訳書を提示し、又は提出しない者
- (14) 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者
- (15) 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者
- (16) 再度入札における前回の最低入札額以上の価格で入札した者
- (17) 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者（建設工事の入札に限る。）
- (18) 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者
- (19) その他入札に関する指定事項や条件に違反した者

2 無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。

入札の失格

第 12 条 次の各号の一に該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満の価格で入札した者
- (2) 事前公表した予定価格を超える価格で入札した者

- (3) 著しく低価格で応札され、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

入札書等の取扱い

第 13 条 提出された入札書（電子入札システムによるものを含む。）は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

入札の回数

第 14 条 入札の回数は、1 回目の入札において落札者がいない場合に行う再度入札を含めて 2 回を限度する。

- 2 予定価格の事前公表を行った入札の回数は、1 回とする。

落札者の決定

第 15 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該入札金額の明細を調査し、その調査の結果及び自己の意見を記載した書面を町長に提出し、その承認を受けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者としてすることができる。

- 2 最低の入札価格によっては公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認めるときは、町長の承認を受けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、次順位者を落札者としてすることができる。

- 3 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

同価入札者の落札決定

第 16 条 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、通常入札の場合においては当該入札者にくじを引かせ、電子入札の場合については電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじを実施し、落札者を決定する。

- 2 前項の場合（通常入札の場合に限る。）において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 3 電子入札の場合については、第 1 項のくじ番号を入力していない入札書は無効とする。ただし、紙入札の入札書にくじ番号が記載されていない場合においては、運用基準第 18 条第 5 項の定めるところにより、当該入札者のくじ入力番号を

001とする。

保 留

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合で、直ちに落札決定をすることが不適切又は困難と判断したときは、落札決定を保留する。

- (1) 談合情報等があること又は提出された内訳書の調査結果等により、入札参加者が連合し、不穩の行動をなす等公正な入札を執行することができないおそれがあり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為の有無等について調査等を要すると判断されるとき。
- (2) その他入札執行中に通常予想することができない事象等が発生し、規則等の規定によっても即時に対処できない等の状況があるとき。
- (3) 著しく低価格の応札がされたとき。

2 落札者の決定を保留した場合は、必要な調査等により履行の可否を確認のうえ、必要な措置を行う。

契約保証金等

第18条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の保証金を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金は、契約目的物の引渡し等、契約が履行されたときは、これを還付する。

入札保証金等の振替え

第19条 落札者は、第5条第3項の規定による還付を受けるべき入札保証金を、契約保証金の一部に充当するよう申し出ることができる。

契約書等の提出

第20条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書の案に記名押印し、落札決定通知書に明示した日までに、これを契約担当者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。ただし、指定期日までに契約書を提出することのできない相当の事由がある場合において、あらかじめ契約担当者の承認を得たときは、その指定期日経過後3日を限度として、期間の延長を認めることができる。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準じる書面を契約担当者に提出しなければならない。

4 発注者が必要があると認めて指示をした場合、落札者は、契約書等の提出に併せて、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出しなければならない。

5 落札者が契約を締結しない場合で、入札保証金を免除しているときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

議会の議決を要する契約

- 第 21 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格 5,000 万円以上の建設工事に関する契約については、町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立する。
- 2 前項を適用する契約において、第 18 条第 1 項の規定については、同条中、「契約書の案の提出と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。
- 3 第 1 項の仮契約の当事者が、入札日の翌日から町議会の議決を得る日までに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。
- 4 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとする。

異議の申立

- 第 22 条 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、入札公告、入札説明書、入札通知書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

補 則

- 第 23 条 この心得は、草刈等役務の発注において、建設工事の名簿を準用する場合に準用する。
- 2 この心得は、随意契約について準用する。
- 3 この心得に定めのない事項については、入札公告、入札通知書、落札決定通知書、その他入札条件を示した書面等に定めるところによる。
- 第 24 条 町は建設業退職金共済制度の活用を勧奨しており、原則として当該工事に係る建設業退職金共済事業本部発行の「掛金収納書」の提出を求める。

宇治田原町においては、透明・公正な入札手続及び契約手続をより追求する観点から、入札手続及び契約手続において不透明な働きかけや不正な手続が認められる場合は、厳しくこれを排除すべく必要な措置を行う。

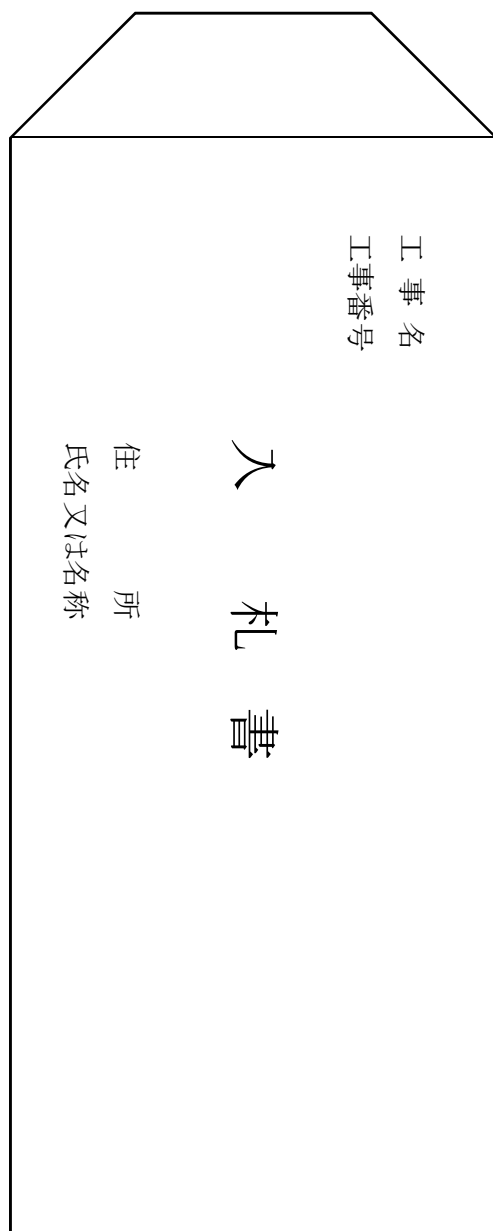
(平成28年 8月 1日改正)

(平成30年 4月 1日改正)

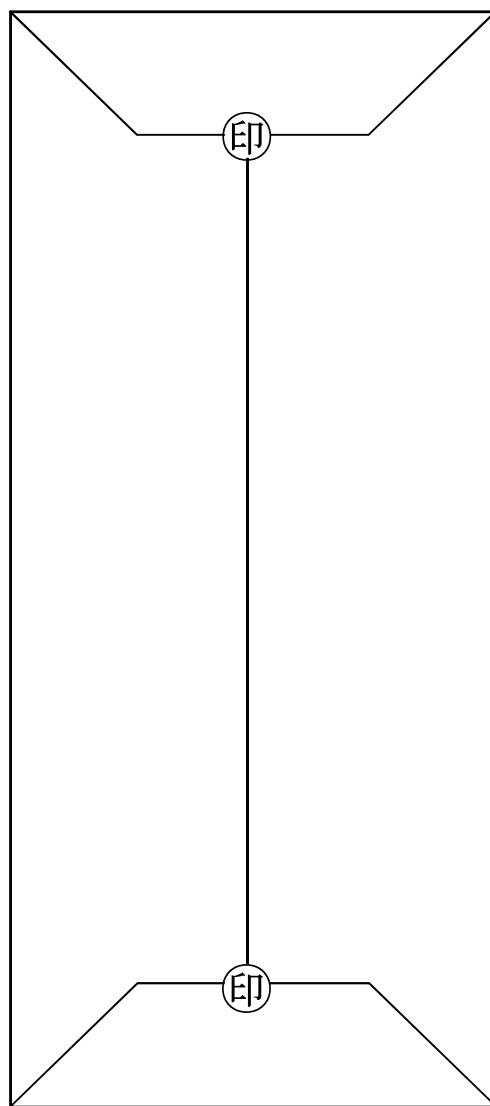
(令和 6年 7月 1日改正)

(別記様式 1)

サイズ：長三封筒



(表)



(裏)

注) 郵便入札の場合は、別途定める「郵便入札の注意事項について」による。

(別記様式 2 - 1 : 会場入札書)

入 札 書

金 額	金
工 事 名	
工事番号	
工事場所	

上記工事の設計書、仕様書、図面並びに実地を熟覧し、入札条件
を承諾のうえ、入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称 印

宇治田原町長 様

備考 入札書は、入札用封筒に入れて、表面に「入札書」、工事名、住所、氏名
又は名称を記載し、封印をすること。

(別記様式 2 - 2 : 郵便入札用)

入 札 書

金 額	金			
工 事 名				
工事番号				
工事場所				
くじ番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3桁の数字を記入のこと。)			
上記工事の設計書、仕様書、図面並びに実地を熟覧し、入札条件を承諾のうえ、入札いたします。 令和 年 月 日 住 所 氏名又は名称 ㊞ 宇治田原町長 様				

備考 1 入札書は、入札用封筒に入れて、表面に「入札書」、工事名、住所、氏名又は名称を記載し、封印をすること。

2 くじ番号が記入されていない場合は、「001」として登録します。

(別記様式 3 - 1)

令和 年 月 日

入 札 辞 退 届

宇治田原町長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

入札年月日（開札日）

工 事 名

工 事 番 号

上記工事の入札参加の指名（又は確認）を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理由

--

（注意）

1. この届は、入札執行前までに発注担当課に直接持参又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）してください。
2. 入札執行中の場合には、この届又はその旨を明記した書面を入札執行者に直接提出してください。（再度入札における辞退の場合は、理由の記載は不要です。）
3. 入札を無断で辞退することがないように十分留意してください。

(別記様式 3 - 2)

令和 年 月 日

入札参加申請取下届

宇治田原町長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

入札年月日（開札日）

工 事 名

工 事 番 号

上記工事の入札参加（資格確認）申請について、次の理由によりその申請を取り下げます。

理由

--

(注意)

この取下届は、一般競争入札参加の資格確認通知前、公募型指名競争入札の入札通知前に、当該入札参加の申請を取り下げる場合に提出してください。